

シニアワークプログラム地域事業委託要綱

(通則)

第1条 シニアワークプログラム地域事業（以下「委託事業」という。）の委託については、シニアワークプログラム事業実施要領及びこの要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 委託事業は、高年齢者の多様な雇用・就業希望及び企業における労働力確保の要請に応えることを目的とする。

(委託先)

第3条 委託事業は、委託者（都道府県名）労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する事業の目的を確実に達成することができるかと認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。なお、委託事業の実施に当たっては、厚生労働省職業安定局長が委託するシニアワークプログラム実態調査事業受託者の調査等に協力するものとする。

(委託の申入れ)

第4条 委託者は、受託者として適当と認める者に対し、この要綱を添えて、シニアワークプログラム地域事業委託依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

(受託の通知)

第5条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾したときは、依頼書を受理した日から14日以内に、シニアワークプログラム地域事業受託書（様式第2号）にシニアワークプログラム地域事業実施計画書（様式第3号。以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

(実施計画書の審査及び契約の締結)

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官である（都道府県名）労働局総務部長（以下「支出負担行為担当官」）にその旨を通知し、シニアワークプログラム地域事業委託契約書（様式第4号。以下「委託契約書」という。）により受託者と契約を締結するものとする。

(委託費の額)

第7条 前条の規定により契約を締結する事業に要する経費として交付する委託費の額（以下「委託費」という。）は、国の予算の範囲内において、委託者が定める額とする。

(一括再委託の禁止)

第8条 受託者は契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。

(委託事業の変更等)

第9条 委託者は、事業の内容又は委託費の額を変更する必要があるときは、シニアワークプログラム地域事業変更通知書(様式第5号)により、その旨を受託者に通知するものとする。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、支出負担行為担当官を経由して、シニアワークプログラム地域事業変更承認申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施計画書に掲げる事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)

(2) 委託費の経費の配分を変更する場合(人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。)

3 前項の場合において、委託者は、受託者から提出された変更申請書について、これを承認するときは、その旨を支出負担行為担当官に通知するものとする。

4 支出負担行為担当官は、前項の通知を受け、委託契約を変更する必要があると認めるときは、シニアワークプログラム地域事業変更委託契約書(様式第7号)(以下「変更委託契約書」という。)により、受託者と変更委託契約を締結するものとする。

5 受託者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、シニアワークプログラム地域事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託費の概算払)

第10条 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、受託者が概算での支払を希望する場合は、支出官は、受託者の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合において国の支払計画の額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

(実施状況の報告)

第11条 受託者は、事業の実施状況について、委託者に対し、別に定める期日までにシニアワークプログラム地域事業実施状況報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

(実施結果及び委託費の精算報告)

第 12 条 受託者は、国の会計年度が終了したとき又は事業を完了したとき若しくは廃止（中止を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は委託期間の末日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、シニアワークプログラム地域事業実施結果書（様式第 10 号）を委託者に、シニアワークプログラム地域事業精算報告書（様式第 11 号。以下「精算報告書」という。）を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

（委託費の確定）

第 13 条 支出負担行為担当官は、前条の規定による事業精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、シニアワークプログラム地域事業委託費確定通知書（様式第 12 号）により、受託者に通知するものとする。

2 委託費の額の確定は、委託契約書に定める委託費の額と事業に要した額を比較して、いずれか低い額をもって行う。

（委託費の支払）

第 14 条 受託者は、第 10 条の規定により概算払の承認を得たとき又は、前条第 1 項の規定に基づき支出負担行為担当官より委託金額の確定通知を受けたときは、速やかにシニアワークプログラム地域事業委託費支払請求書（様式第 13 号）を官署支出官（都道府県名）労働局長に提出するものとする。

（概算払時における委託費の返還）

第 15 条 第 13 条第 2 項の規定により委託費の額を確定した結果、概算払により、受託者に交付した委託費に残額が生じたときは、支出負担行為担当官は、期間を定めて、その残額の返還をシニアワークプログラム地域事業委託費確定通知及び返還命令書（様式第 14 号）により、受託者に命ずるものとする。

（委託の取消）

第 16 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委託費の全部若しくは一部を交付せず、又は事業の委託の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1）第 6 条の規定による契約に違反したとき
- （2）事業を遂行することが困難になったとき

（財産の帰属）

第 17 条 受託者の事業を実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

（財産の管理及び処分）

第 18 条 受託者は、事業の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注

意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 受託者は、事業の実施に当たり、受託者が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業完了等により財産の処分が発生する場合には、財産処分承認申請書（様式第17号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払いにより収入があったときは、国に納付しなければならない。
- 4 事業の実施に伴い取得した財産のうち、支出負担行為担当官が指定したものについては、国の会計年度が終了したとき又は事業を完了したとき若しくは廃止（中止を含む。）したときは、受託者はこれを支出負担行為担当官に返還するものとする。

（委託費の経理）

第 19 条 受託者は、事業の実施経過並びに当該事業の実施に伴う収入及び支出の状況を明らかにするため、事業に係る会計を他の経理と区分して帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係る書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備するものとする。

（監査）

- 第 20 条 委託者は、事業に係る経理の状況を確認することが必要と認めるときは、受託者に対し関係書類の提示を求めること又は監査することができる。
- 2 委託者は、受託者が再委託を行っている場合で、事業に係る経理の状況を確認することが必要と認めるときは、再委託に対し前項と同様の措置を講ずることができることとする。

（守秘義務等）

第 21 条 受託者は、事業に関して知り得た秘密を委託者の承認を受けずに洩らし、又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の管理）

第 22 条 受託者は、個人情報の保護に関する法律等の適用を受けるものであり、この契約により保有した個人情報の取扱いにあたっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めのない事項については、委託者が別途定めるシニアワーク

プログラム地域事業実施要領によるほか、その都度、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より適用する。

(様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

殿

茨城労働局長

シニアワークプログラム地域事業委託依頼書

標記について、下記委託事業を受託されたく御依頼申し上げます。

なお、受託について御承諾いただいた場合は、シニアワークプログラム地域事業委託要綱を参照のうえ、「シニアワークプログラム地域事業受託書（様式第2号）」及び「シニアワークプログラム地域事業実施計画書（様式第3号）」を提出いただくようお願いいたします。

ただし、平成〇〇年度予算が平成〇〇年4月1日までに成立しない場合には、別途協議することとします。

記

- 1 委託事業名 シニアワークプログラム地域事業
- 2 委託事業の内容 「シニアワークプログラム地域事業委託要綱」に基づく事業の実施
- 3 委託経費 金 円
- 4 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

茨城労働局長 殿
(職業安定部経由)

受託者名 印

シニアワークプログラム地域事業受託書

平成 年 月 日付職発第 号により委託の申入れのあった「シニアワークプログラム地域事業」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の内容は、「シニアワークプログラム地域事業実施計画書（様式第3号）」のとおりです。

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

茨城労働局長 殿
(職業安定部経由)

受託者名 印

シニアワークプログラム地域事業実施計画書

シニアワークプログラム地域事業については、別紙1のシニアワークプログラム地域事業実施計画により実施することとし、当該計画実施に係る所要経費の内訳は別紙2のとおりです。

別紙 1

シニアワークプログラム地域事業実施計画

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 事業費の内訳は別紙 2 「シニアワークプログラム地域事業費積算内訳」のとおり

別紙 2

シニアワークプログラム地域事業費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

プログラム地域事業委託費支払請求書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、別添を添付して提出すること。

- 5 官署支出官は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に支払うものとする。
- 6 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年〇.〇%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(委託費の変更)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の委託費を変更することができる。

- (1) 委託事業の内容を変更するとき
- (2) 国の予算額に変更があったとき

2 乙は、交付内訳に変更の必要が生じたときは、甲にあらかじめ承認を受けなければならない。

ただし、経費の変更については、人件費及び消費税を除く交付内訳の経費区分毎にいずれか少ない額の20%を超えない範囲内の流用増減である場合は、この限りではない。

(契約保証金)

第7条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(他用途使用等の禁止)

第8条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外には、使用することはできないものとする。委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(関係書類の整備・保存等)

第9条 乙は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託事業の終了（委託要綱第9条第4項の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(再委託の承認)

第 10 条 乙は契約を履行する場合において、再委託を行う場合には、あらかじめ、「シニアワークプログラム地域事業再委託承認申請書」(様式第 15 号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

また、承認を受けた内容を変更する場合には「シニアワークプログラム地域事業再委託内容変更承認申請書」(様式第 16 号)により同様の承認を受けることとする。なお、再委託契約においては、本契約に定める規定を準用した契約を締結することとする。

(委託契約の履行体制に関する書類の提出)

第 11 条

- 1 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(様式第 18 号)を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式第 19 号)を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(実施に関する監査等)

- 第 12 条 甲は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は監査を行うことができる。
- 2 甲は、乙が再委託を行っている場合で必要がある時は、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(実施結果及び精算報告書の提出)

- 第 13 条 乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了したときは、委託事業の終了(委託要綱第 9 条第 4 項の規定による事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して 30 日以内又は第 4 条の委託期間の末日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式第 10 号「シニアワークプログラム地域事業実施結果報告書」を委託者に、様式第 11 号「シニアワークプログラム地域事業精算報告書」を甲に提出しなければならない。なお、乙は、

甲に提出する前に、出入金の状況及び内容を帳簿等で突合及び確認するとともに、精算報告書の支出額・残額とも帳簿等において確認しなければならない。

(委託費の確定等)

第 14 条 甲は、委託要綱第 13 条の規定に基づき、委託費の額を確定した場合には、シニアワークプログラム地域事業委託費確定通知書（様式第 12 号）により乙に通知するものとする。

2 甲が、委託要綱第 13 条の規定に基づく委託費の額の確定の結果、概算払により、乙に支払った委託費に残額が生じたとき又は乙に支払った委託費により発生した収入があるとき、甲は、期間を定めて、シニアワークプログラム地域事業委託費確定通知及び返還命令書（様式第 14 号）により、乙に命ずるものとする。

3 また、委託費の額を確定した結果、委託費に不足が生じたときは、乙の負担とする。

(契約の解除等)

第 15 条 甲は、乙がこの契約の規定若しくは当該参加資格に定めた法令等に違反したとき若しくは第 12 条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき、又はこの委託事業を適正に遂行することが困難と認めたときは、委託費の全部若しくは一部の支払を停止し、若しくは返還を求め、又は契約を解除若しくは変更することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、委託事業の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づきこれを処理するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 乙は、事業を実施に伴って取得した財産を処分するに当たっては、委託要綱第 18 条によるほか、甲の指示を受けるものとする。

2 乙は、委託期間満了も含め事業終了後においては、事業を実施に伴って取得した財産について、甲が指定したものは、委託者に返還し、それ以外は売り払って収入があったときは、国に納付することとする。

(郵券等の使用禁止)

第 17 条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券を委託費により購入し、費消せずに保管することは原則禁止する。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙がこの契約による事務を処理するためには、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した経理関係の個人情報記録された資料等は、この契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適正な方法で破棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について甲に報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(延滞金及び加算金)

- 第 20 条 乙は、第 14 条第 2 項及び第 19 条の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年 5 % の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年 20 % の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
 - 3 甲は、前項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 第 2 項の委託費の返還については、第 1 項の規定を準用する。延滞金、元本(返還する委託費)及び第 2 項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部

又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する延滞金)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(支払状況の確認)

第24条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、乙が複数の事業を受託している場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、明確に業務分担を行うものとする。

- 2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払いで行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うこととする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うこととする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給に努めなければならない。
- 3 乙は、物品・役務等は契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払いを行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 26 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 27 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 28 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 29 条 甲は、第 25 条、第 26 条及び第 28 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は第 25 条、第 26 条及び第 28 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 30 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(疑義の決定)

第 31 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 水戸市宮町 1 丁目 8 - 3 1

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 河野 純伴 印

乙

住 所

受 託 者 名

印

別紙 1

シニアワークプログラム地域事業実施計画

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

シニアワークプログラム地域事業委託費交付内訳

受託者名

委託対象経費区分	委託費の額
1 管 理 費 (うち 人 件 費)	円 (円)
2 事 業 費	円
3 消 費 税	円
合 計	円

(様式第5号)

職発第 号
平成 年 月 日

受託者 殿

茨城労働局長

シニアワークプログラム地域事業変更通知書

シニアワークプログラム地域事業実施計画書に下記の変更の必要が生じたので別紙のとおり通知します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第6号)

番
平成 年 月 日 号

茨城労働局長 殿
(支出負担行為担当官経由)

受託者名 印

シニアワークプログラム地域事業変更承認申請書

シニアワークプログラム地域事業実施計画書を下記により別紙1及び別紙2の
とおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由
- 4 当初契約額
- 5 変更後契約額

別紙 1

シニアワークプログラム地域事業実施計画

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 事業費の内訳は別紙 2 「シニアワークプログラム地域事業費積算内訳」のとおり

別紙 2

シニアワークプログラム地域事業費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

(様式第7号)

シニアワークプログラム地域事業変更委託契約書

平成 年 月 日付けで、委託者支出負担行為担当官 茨城労働局総務部長 河野 純伴 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間で締結した「シニアワークプログラム地域事業委託契約書」について、当該契約書第6条に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 第5条第1項中「金〇〇〇, 〇〇〇」を「金〇〇〇, 〇〇〇」に変更するとともに、次のとおり変更する。

(委託費の交付)

第5条 甲は、乙に対し、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）を上限として支払うものとする。

- 2 第1条の別紙1「シニアワークプログラム地域事業実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 3 第2条の様式第3号「シニアワークプログラム地域事業実施計画書」を平成 年 月 日付け「シニアワークプログラム地域事業変更承認申請書」に変更する。
- 4 当該契約書の様式別紙2「シニアワークプログラム地域事業委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 水戸市宮町1丁目8-31

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 河野 純伴 印

乙 住 所

受 託 者 名

印

別紙 1

シニアワークプログラム地域事業実施計画

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

シニアワークプログラム地域事業委託費交付内訳

受託者名

(単位：円)

委託対象経費区分	当初交付額	変更交付額	増△減
1 管理費 (うち人件費)	()	()	()
2 事業費			
3 消費税			
合計			